

株 主 各 位

愛知県豊明市栄町南館3番の16



ホシザキ電機株式会社

代表取締役会長兼社長 坂本 精志

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県豊明市栄町南館3番の16 当社本社ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hoshizaki.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内の経済環境は、政府の経済政策や日銀の金融政策等の効果により、企業業績の改善による設備投資の増加が見られ、景気は回復基調で推移いたしました。一方、個人消費は、雇用や所得環境に改善の兆しが見られましたが、足踏み状態が続き、緩やかな回復に留まりました。

海外では、米国の景気は堅調に推移し、金融政策の正常化が進み、欧州においても、景気は着実に回復いたしました。一方、新興国においては、中国の景気減速が顕著になる等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、主要販売先であるフードサービス産業において、国内及び米国を中心に、設備投資が好調に推移いたしました。

このような環境のなか、当社グループは、フードサービス産業をはじめとする既存顧客への販売促進を継続し、新規顧客への販路拡大に積極的に取り組みました。

海外では、景気が堅調に推移している米国を中心に、主要販売先であるフードサービス産業に向けて、主力製品の一層の拡販に努めました。

さらに、利益の確保に向けて原価低減を図り、ITの活用による業務効率化や生産性向上に継続的に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,601億74百万円（前期比11.5%増）、営業利益317億19百万円（同17.5%増）、経常利益は、為替差損15億14百万円の計上等により308億64百万円（同1.2%減）となりました。

また、特別損失として減損損失及びのれん償却額17億91百万円の計上等により当期純利益は、169億71百万円（同13.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

日本におきましては、業務用冷蔵庫や製氷機、食器洗浄機等の拡販、その他の新規顧客への営業活動を積極的に展開してまいりました。その結果、売上高は1,737億21百万円（前期比6.6%増）、セグメント利益は217億13百万円（同9.6%増）となりました。

②米州

米州におきましては、製氷機や業務用冷蔵庫の拡販を積極的に展開してまいりました。その結果、売上高は634億54百万円（前期比21.7%増）、セグメント利益は103億88百万円（同22.8%増）となりました。

③欧州・アジア

欧州・アジアにおきましては、主力製品の拡販を積極的に展開してまいりました。また、当連結会計年度に買収いたしました浙江愛雪制冷電器有限公司の寄与もありました。その結果、売上高は302億15百万円（前期比25.5%増）、セグメント利益は27億66百万円（同54.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、54億82百万円であります。

その主なものは、当社の機械装置、生産用金型、ITシステム、ソフトウェア並びに海外グループ会社の建物及び生産設備等の取得であります。なお、これらの資金は自己資金より充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、内外の情勢から判断して、今後は不透明な状況が予想されます。

国内事情におきましては、出生率の低下による人口減少社会に突入し、急速に少子高齢化が進んでいくと思われまます。また、消費者の節約志向の高まりや、主要ユーザーであるフードサービス産業における競争が激化することから、価格競争や設備投資の抑制も考えられます。世界経済は金融緩和が進む等、依然不透明な状況にあり、グローバル化の進展によって当社グループが置かれた競争環境は益々厳しくなっております。

このような環境のもと、当社グループは、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ①海外への事業展開

今後、製氷機、業務用冷蔵庫といった主力製品の新たなマーケットを国内や欧米のみならず、アジアや南米等の新興国にも拡大してまいります。海外の各地域の国内事情、消費者動向に基づいた製品開発、販売体制の強化及び製造拠点のさらなる拡充が不可欠となっております。そのためには、海外における企業買収戦略をさらに進め、買収した会社との相乗効果による事業拡大に努めてまいります。

##### ②高付加価値製品の供給及び新規市場の開拓

縮小すると予想されます国内市場におきましては、ノンフロン化、インバーター技術を応用した主力製品の開発を持続し、より高品質で、省エネ、環境性に優れた製品の提供を図り、他社との差別化を推進し、市場シェアの拡大を目指してまいります。

また、プレハブ冷蔵庫、電解水生成装置、調理機器等の拡販とサプライ品の提供、衛生管理の提案等、ソフトビジネスの一層の強化によって、新規市場の開拓、販路の拡大を推進し、さらなる成長を目指します。

##### ③高利益体質強化への取り組み

当社グループの主力製品の原材料や部品等は市況の変動により製品コストに影響を及ぼします。

また、当社グループは、より高付加価値製品の開発のための多数の開発技術要員や、多様な顧客ニーズに対応しうる営業、サービスの人員体制を敷いております。これらの体制は当社グループの強みである反面、人件費の負荷といった側面を持ち合わせております。

市況の変動による原材料価格の変動のリスクを吸収しうる製造原価低減策や、IT投資による業務効率向上施策及びその他の経費削減策を継続し、高利益体質への強化を図ってまいります。

④コンプライアンスへの取り組みとコーポレートガバナンスの充実

当社グループは、さらなる事業拡大、企業価値向上を目指すためには社会からの信頼を得ることが極めて重要であると考えております。今後も継続して企業倫理・コンプライアンスに関し、役員、全社員が共通の認識を持ち、公正で的確な意思決定を行う風土を醸成する仕組みの構築に加え、グループ全社において透明性のある管理体制の整備を行うことで、さらなる内部管理体制の強化を図り、より一層のコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

| 項 目            | 第 6 7 期<br>平成 2 4 年<br>1 2 月 期 | 第 6 8 期<br>平成 2 5 年<br>1 2 月 期 | 第 6 9 期<br>平成 2 6 年<br>1 2 月 期 | 第70期(当期)<br>平成 2 7 年<br>1 2 月 期 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 178,863                        | 205,513                        | 233,252                        | 260,174                         |
| 経 常 利 益(百万円)   | 19,768                         | 26,349                         | 31,235                         | 30,864                          |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 11,276                         | 15,769                         | 15,011                         | 16,971                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 156.33                         | 218.37                         | 207.65                         | 234.47                          |
| 総 資 産(百万円)     | 201,787                        | 232,982                        | 256,412                        | 273,655                         |
| 純 資 産(百万円)     | 126,389                        | 146,930                        | 164,533                        | 176,545                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,749.06                       | 2,012.90                       | 2,250.99                       | 2,400.96                        |

②当社の財産及び損益の状況

| 項 目            | 第 6 7 期<br>平成 2 4 年<br>1 2 月 期 | 第 6 8 期<br>平成 2 5 年<br>1 2 月 期 | 第 6 9 期<br>平成 2 6 年<br>1 2 月 期 | 第70期(当期)<br>平成 2 7 年<br>1 2 月 期 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 60,392                         | 64,346                         | 68,476                         | 72,281                          |
| 経 常 利 益(百万円)   | 12,141                         | 17,974                         | 18,045                         | 13,947                          |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 7,417                          | 11,662                         | 7,639                          | 6,385                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 102.84                         | 161.50                         | 105.68                         | 88.21                           |
| 総 資 産(百万円)     | 135,880                        | 150,561                        | 158,096                        | 165,661                         |
| 純 資 産(百万円)     | 92,458                         | 102,254                        | 107,123                        | 110,007                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,280.96                       | 1,415.04                       | 1,480.85                       | 1,519.13                        |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年12月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金        | 議決権比率     | 主要な事業内容             |
|-------------------------|------------|-----------|---------------------|
| ホシザキ東京株式会社              | 100,000千円  | 100 %     | フードサービス機器の販売・保守サービス |
| ホシザキ東海株式会社              | 100,000千円  | 100       | 同上                  |
| ホシザキ京阪株式会社              | 100,000千円  | 100       | 同上                  |
| ホシザキ北九株式会社              | 100,000千円  | 100       | 同上                  |
| HOSHIZAKI AMERICA, INC. | 36,000千米\$ | 100 (100) | フードサービス機器の製造・販売     |
| LANCER CORPORATION      | 80,000千米\$ | 100 (100) | 飲料ディスプレイ等の製造・販売     |

(注) 「議決権比率」欄の(内書)は間接所有割合です。

当社の連結子会社の数は、上記の重要な子会社を含め56社であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

| 事業                        | 主要製品                         |
|---------------------------|------------------------------|
| フードサービス機器の製造・開発・販売・保守サービス | 全自動製氷機、業務用冷凍冷蔵庫、食器洗浄機、ディスプレイ |

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

①当社

| 名称      | 所在地    | 名称   | 所在地    |
|---------|--------|------|--------|
| 本社・本社工場 | 愛知県豊明市 | 営業本部 | 東京都港区  |
| 島根工場    | 島根県雲南市 | 大阪支店 | 大阪府大阪市 |

②子会社

| 名称         | 所在地    | 名称                      | 所在地    |
|------------|--------|-------------------------|--------|
| ホシザキ東京株式会社 | 東京都港区  | ホシザキ北九株式会社              | 福岡県福岡市 |
| ホシザキ東海株式会社 | 愛知県名古屋 | HOSHIZAKI AMERICA, INC. | 米国     |
| ホシザキ京阪株式会社 | 大阪府大阪市 | LANCER CORPORATION      | 米国     |

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

|         |             |
|---------|-------------|
| 従業員数    | 前連結会計年度末比増減 |
| 12,634名 | 826名増       |

②当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,167名 | —         | 43.6歳 | 18.2年  |

(注) 従業員数には臨時従業員(派遣社員、アルバイト)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成27年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 250,000,000株

(2) 発行済株式の総数 72,415,250株

(注) ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は75,000株増加しております。

(3) 株主数 3,927名

(4) 大株主(上位10名)

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率  |
|---------------------------|------------|-------|
| 坂本ドネイション・ファウンデーション株式会社    | 6,203,000株 | 8.57% |
| 公益財団法人ホシザキグリーン財団          | 5,800,000  | 8.01  |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー  | 3,185,364  | 4.40  |
| ホシザキグループ社員持株会             | 3,108,020  | 4.29  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,955,600  | 2.70  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 1,885,100  | 2.60  |
| 真木 薫                      | 1,757,000  | 2.43  |
| 真木 豊                      | 1,707,000  | 2.36  |
| 稲森 美香                     | 1,690,500  | 2.33  |
| 坂本 美由紀                    | 1,135,540  | 1.57  |

(注) 持株比率は自己株式(695株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成27年12月31日現在)

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数  
24個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式24,000株(新株予約権1個につき1,000株)
- ・当社役員の保有状況

| 区 分   | 回次(行使価額)        | 行 使 期 間                              | 個 数 | 保 有 者 数 |
|-------|-----------------|--------------------------------------|-----|---------|
| 取 締 役 | 第1回<br>(1,220円) | 平成21年<br>1月1日から<br>平成27年<br>12月31日まで | 24個 | 1名      |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

平成27年12月31日現在

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役兼社長 | 坂 本 精 志 |                                                           |
| 専務取締役    | 浦 田 康 博 | 国内営業部門担当、<br>ホシザキ京阪(株)代表取締役、ホシザキ阪神(株)代表取締役、ホシザキ南九(株)代表取締役 |
| 常務取締役    | 本 郷 正 己 | 管理部門、価値向上研究所担当                                            |
| 同上       | 川 井 秀 樹 | 製造部門、開発・技術部門統括担当、<br>星崎(中国)投資有限公司董事長、星崎電機(蘇州)有限公司董事長      |

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                            |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役      | 小川 恵士郎 | 人事部、総務部担当                                                                               |
| 同上       | 丸山 暁   | 営業本部（チェーン店担当）、本社営業部、大阪支店担当兼営業本部部長、ホシザキ北海道㈱代表取締役、ホシザキ東北㈱代表取締役、ホシザキ北信越㈱代表取締役、ホシザキ四国㈱代表取締役 |
| 同上       | 小林 靖浩  | 経理部、グループ管理部担当兼経理部部長                                                                     |
| 同上       | 小倉 大造  | 製造管理統括部担当兼製造管理統括部統括部長                                                                   |
| 同上       | 尾崎 司   | 営業本部（首都圏担当）兼営業本部首都圏部長、ホシザキ北関東㈱代表取締役、ホシザキ東京㈱代表取締役、ホシザキ湘南㈱代表取締役                           |
| 同上       | 恒松 孝一  | 海外事業部門、グローバル戦略担当兼海外戦略推進部部長、GRAM COMMERCIAL A/S Chairman、台湾星崎股份有限公司董事長                   |
| 同上       | 落合 伸一  | 島根工場担当兼島根工場工場長                                                                          |
| 常勤監査役    | 北垣戸 弘充 |                                                                                         |
| 監査役      | 小野田 誓  | 公認会計士、キムラユニティー㈱社外監査役、中央可鍛工業㈱社外監査役                                                       |
| 同上       | 南館 欣也  | 弁護士、リンナイ㈱社外監査役                                                                          |

- (注) 1. 監査役小野田誓氏、監査役南館欣也氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役小野田誓氏及び南館欣也氏を東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役北垣戸弘充氏は、当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小野田誓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成27年3月26日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、鈴木幸彦氏、高橋勉氏は取締役を退任いたしました。
6. 平成27年3月26日開催の第69期定時株主総会において、恒松孝一氏、落合伸一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 平成28年1月1日付における取締役の担当の変更は、次のとおりであります。

| 日付        | 氏名    | 新担当                | 旧担当                   |
|-----------|-------|--------------------|-----------------------|
| 平成28年1月1日 | 小林 靖浩 | グループ管理部、I R・経営企画担当 | 経理部、グループ管理部担当兼経理部部長   |
|           | 小倉 大造 | 経理部担当兼経理部部長        | 製造管理統括部担当兼製造管理統括部統括部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令が定める限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                 | 支 給 人 員    | 支 給 額                 |
|---------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役               | 13名        | 289,506千円             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役分) | 3名<br>(2名) | 26,232千円<br>(8,850千円) |
| 合 計                 | 16名        | 315,738千円             |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年2月23日開催の第59期定時株主総会の決議による年額3億80百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年2月22日開催の第54期定時株主総会の決議による年額40百万円であります。
4. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額が含まれておりません。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年3月26日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、同総会最終の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役2名に対し62,901千円

(上記金額には、①当事業年度に係る報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名921千円が含まれております。)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①監査役 小野田 誓

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
キムラユニティー株式会社及び中央可鍛工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は、キムラユニティー株式会社との間に部品の輸出業務等の取引関係があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

26回開催中22回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催中16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

##### ②監査役 南館 欣也

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
リンナイ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は同社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

26回開催中25回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催中15回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

#### (5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してまいりましたが、前回改選期には適切な候補者が確保できず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、当社は、本総会での承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行する予定であります。これに伴い、株主総会参考書類に記載のとおり、複数名の社外取締役選任を提案しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①会計監査人の報酬等の額

92,000千円

#### ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

92,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人から監査計画（監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び見積報酬額について前期の実績と比較、関係部門（経理部、グループ管理部）等からの情報、評価を踏まえ検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である国内グループ会社向け会計セミナー講師の対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」に関する株主総会に付議するための議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議し、以下のとおり基本方針を決定しております。

#### ①取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役及び社員が業務の遂行にあたり法令、定款の遵守を常に意識するよう「ホシザキグループ経営理念」及び「コンプライアンス規程」等を定め、その周知徹底を図る。

イ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

ウ. 取締役が法令、定款等に違反する行為を発見した場合は、遅滞なく監査役及び取締役会に報告する。

エ. 社員が法令、定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、社内通報制度を構築する。

オ. 反社会的勢力とは関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求については毅然とした態度で対応し、警察等外部専門機関と連携し、排除の徹底を図る。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「文書管理規程」、「情報管理規程」その他関連規程に基づき、適切に保存及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

イ. 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実行されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

#### ③ホシザキグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについて管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

イ. 取締役会、その他の会議を通じてリスク管理状況を把握し、監査役、内部監査室との連携により監視体制を確立する。

#### ④ホシザキグループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 毎月定期的に開催される取締役会において、経営の重要事項の意思決定及び事業計画の進捗状況の確認を行い、かつ、業務執行の監督、監視を行う。

- イ. 業務執行については、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の定めるところにより、当該執行者が分担業務を責任と権限をもって執行できる体制を整える。
  - ウ. 必要に応じ新たに会議体を設置して業務執行の効率化を図る。
- ⑤ホシザキグループにおける業務の適正を確保するための体制及び職務執行に係る事項の報告に関する体制
- ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業に適用される「ホシザキグループ経営理念」を基礎として各社で諸規程を整備する。
  - イ. グループ会社の経営管理については、「国内グループ会社管理規程」、「海外グループ会社管理規程」を定め、当社の決裁、報告ルールにより経営管理を行う。
  - ウ. 当社の内部監査室によるグループ会社の監査を実施し、その結果を監査役及び取締役会に報告する。
  - エ. 財務報告に係る内部統制の構築と適正な運用に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑥監査役職務を補助すべき社員に関する事項と当該社員の取締役からの独立性に関する事項及び当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役から監査役職務を補助すべき社員を求められた場合、当社の社員から監査役補助者を任命する。
  - イ. この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動、成績評価及び賃金改訂については、監査役会の同意を得る。
  - ウ. 当該監査役補助者は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ホシザキグループにおける取締役及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. ホシザキグループにおける取締役及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務又は業績に重大な損失を与えるおそれのある事項については監査役に報告する。監査役は必要に応じ、随時上記の者らから報告を求めることができる。
  - イ. 監査役は、経営の意思決定や業務執行の状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、必要に応じ取締役及び社員に説明を求めるとする。

ウ、監査役は、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図る。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人と定期的に意思の疎通を図る。

- ⑧監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の「内部通報規程」において、内部通報について不利な取扱いを受けない旨を定めており、監査役への報告についても同様に取扱う。

- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①コンプライアンス

コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「ホンザキコンプライアンス・ハンドブック」等をグループ全社の役員及び社員に配付し、定期的にコンプライアンス教育を行うことで、周知徹底を図っています。

### ②グループ全社のリスクマネジメント

取締役及び常勤監査役等を構成員とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を、毎月1回開催し、委員会事務局がグループ全社のコンプライアンス、内部通報、リスク等の情報を一元管理し、委員会へ報告を行っております。

### ③内部監査体制及び財務報告に係る内部統制

内部監査室が、内部統制基本計画に基づき、当社及びグループ会社の監査を実施し、その結果を監査役及び取締役会に報告しております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、経営上重要な政策として認識しております。将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を図ると共に、当社及び当社グループの財務状況、収益状況及び配当性向等より総合的に判断し、株主の皆様々に安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化及び設備投資、研究開発等、将来の企業価値向上のための投資に充当いたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度に比べ10円増配し、1株当たり60円をお支払いすることを、平成28年2月10日開催の取締役会において決議いたしました。

# 連結貸借対照表

平成27年12月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|-----------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)    |         | (負債の部)       |         |
| 流動資産      | 211,563 | 流動負債         | 77,132  |
| 現金及び預金    | 148,950 | 支払手形及び買掛金    | 15,856  |
| 受取手形及び売掛金 | 27,942  | 未払金          | 13,764  |
| 商品及び製品    | 13,049  | 未払法人税等       | 4,075   |
| 仕掛品       | 3,511   | 前受金          | 20,464  |
| 原材料及び貯蔵品  | 8,721   | 賞与引当金        | 3,284   |
| 繰延税金資産    | 3,642   | 製品保証引当金      | 1,359   |
| その他       | 5,842   | その他          | 18,327  |
| 貸倒引当金     | △95     | 固定負債         | 19,977  |
| 固定資産      | 62,092  | 繰延税金負債       | 4,939   |
| 有形固定資産    | 45,126  | 役員退職慰勞引当金    | 427     |
| 建物及び構築物   | 17,849  | 退職給付に係る負債    | 13,597  |
| 機械装置及び運搬具 | 7,688   | 製品保証引当金      | 858     |
| 工具、器具及び備品 | 2,500   | その他          | 154     |
| 土地        | 16,024  | 負債合計         | 97,109  |
| リース資産     | 72      | (純資産の部)      |         |
| 建設仮勘定     | 991     | 株主資本         | 170,822 |
| 無形固定資産    | 9,157   | 資本金          | 7,993   |
| のれん       | 3,534   | 資本剰余金        | 14,516  |
| その他       | 5,622   | 利益剰余金        | 148,313 |
| 投資その他の資産  | 7,807   | 自己株式         | △1      |
| 退職給付に係る資産 | 9       | その他の包括利益累計額  | 3,042   |
| 繰延税金資産    | 5,336   | その他有価証券評価差額金 | 209     |
| その他       | 2,689   | 為替換算調整勘定     | 2,708   |
| 貸倒引当金     | △226    | 退職給付に係る調整累計額 | 124     |
| 資産合計      | 273,655 | 少数株主持分       | 2,681   |
|           |         | 純資産合計        | 176,545 |
|           |         | 負債純資産合計      | 273,655 |

# 連結損益計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額    |         |
|-----------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                       |        | 260,174 |
| 売 上 原 価                     |        | 159,319 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 100,854 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 69,135  |
| 営 業 利 益                     |        | 31,719  |
| 営 業 外 収 益                   |        |         |
| 受 取 利 息                     | 473    |         |
| そ の 他                       | 549    | 1,023   |
| 営 業 外 費 用                   |        |         |
| 支 払 利 息                     | 195    |         |
| 為 替 差 損                     | 1,514  |         |
| そ の 他                       | 167    | 1,877   |
| 経 常 利 益                     |        | 30,864  |
| 特 別 利 益                     |        |         |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 63     | 63      |
| 特 別 損 失                     |        |         |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 12     |         |
| 固 定 資 産 廃 棄 損               | 46     |         |
| 減 損 損 失                     | 1,061  |         |
| の れ ん 償 却 額                 | 729    | 1,850   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |        | 29,077  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 12,179 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △328   | 11,851  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 17,226  |
| 少 数 株 主 利 益                 |        | 254     |
| 当 期 純 利 益                   |        | 16,971  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |        |         |      |         |
|-------------------------------|---------|--------|---------|------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高                     | 7,948   | 14,470 | 135,005 | △1   | 157,423 |
| 当 期 変 動 額                     |         |        |         |      |         |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)       | 45      | 45     |         |      | 91      |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |        | △3,616  |      | △3,616  |
| 当 期 純 利 益                     |         |        | 16,971  |      | 16,971  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |        |         | △0   | △0      |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |        | △47     |      | △47     |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |        |         |      |         |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 45      | 45     | 13,307  | △0   | 13,398  |
| 当 期 末 残 高                     | 7,993   | 14,516 | 148,313 | △1   | 170,822 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額       |                  |                    |                                         | 少 株 持<br>数 主 分 | 純 資 産 計 合 |         |
|-------------------------------|-----------------------------|------------------|--------------------|-----------------------------------------|----------------|-----------|---------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 他 社 債 券<br>価 値 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>係 数 累 計<br>に 関 する<br>整 額 計 算 |                |           |         |
| 当 期 首 残 高                     | 182                         |                  | 5,010              | 219                                     | 5,412          | 1,697     | 164,533 |
| 当 期 変 動 額                     |                             |                  |                    |                                         |                |           |         |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)       |                             |                  |                    |                                         |                |           | 91      |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                             |                  |                    |                                         |                |           | △3,616  |
| 当 期 純 利 益                     |                             |                  |                    |                                         |                |           | 16,971  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                             |                  |                    |                                         |                |           | △0      |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                             |                  |                    |                                         |                |           | △47     |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 26                          | △2,301           | △95                | △2,370                                  | 983            |           | △1,386  |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 26                          | △2,301           | △95                | △2,370                                  | 983            |           | 12,012  |
| 当 期 末 残 高                     | 209                         | 2,708            | 124                | 3,042                                   | 2,681          |           | 176,545 |

## 連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………56社

主要な連結子会社の名称……………ホシザキ東京㈱、ホシザキ東海㈱、ホシザキ京阪㈱、ホシザキ北九㈱、HOSHIZAKI AMERICA, INC. 及びLANCER CORPORATIONであります。

当連結会計年度において、HOSHIZAKI (THAILAND) LIMITEDを設立したため、新たに連結の範囲に含めております。

また、浙江愛雪制冷電器有限公司の持分を取得し、さらにPOLAR SEAL (M) SDN. BHD. (現HOSHIZAKI MALAYSIA SDN. BHD.) の事業を取得したため、これらを新たに連結の範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………LANCER DO BRASIL INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. 及びHaikawa Industries Private Limitedであります。

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（LANCER DO BRASIL INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. 及びHaikawa Industries Private Limited）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社3社を除き当社の事業年度と同一であります。

なお、連結計算書類の作成に当たり、事業年度の異なる各社については、9月30日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

商品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

製品・仕掛品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料・貯蔵品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

……………当社は定率法を採用し、連結子会社は定額法を採用しております。

その他……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数 建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

###### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社の一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………当社及び一部の連結子会社は、製品のアフターサービス費用に備えるため、将来発生するサービス費用見積額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

### (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

### (6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 5. のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却は、主として10年間から15年間の均等償却によっております。

### 〔会計方針の変更〕

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づく方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

### 〔表示方法の変更〕

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「有価証券」(当連結会計年度は、2,391百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 受取手形及び売掛金 | 1,357百万円 |
| 商品及び製品    | 908百万円   |
| 仕掛品       | 121百万円   |
| 原材料及び貯蔵品  | 880百万円   |
| 建物及び構築物   | 649百万円   |
| 機械装置及び運搬具 | 411百万円   |
| 工具、器具及び備品 | 19百万円    |
| 土地        | 65百万円    |
| 建設仮勘定     | 9百万円     |
| 計         | 4,424百万円 |

②担保に係る債務

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 流動負債 その他<br>(短期借入金) | 801百万円 |
| 固定負債 その他<br>(長期借入金) | 4百万円   |
| 計                   | 806百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

66,711百万円

3. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済があったものとして処理しております。  
なお、当連結会計年度末の期末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形 325百万円

4. 保証債務

連結子会社のWestern Refrigeration Private Limitedは、連結会社以外の会社の銀行からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Haikawa Industries Private Limited 644百万円

なお、当社は当該債務保証につきまして、履行義務が発生した際には、Western Refrigeration Private Limitedの少数株主であるSimran Harmeet Singh氏他が、その全額を補償する契約を結んでおります。

5. 受取手形裏書譲渡高

87百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 特別損失に計上されている減損損失は、連結子会社Aços Macom Indústria e Comércio Ltda. 取得時に計上した無形固定資産について、経営環境の著しい悪化により売上高が当初の計画を下回って推移している状況を踏まえ、減損テストを実施した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を計上したものであります。

なお、回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを27%で割り引いて算定しております。

2. 特別損失に計上されているのれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 平成26年11月28日公表 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 普通株式  | 72,340,250               | 75,000                  | —                       | 72,415,250              |

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加分であります。

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 普通株式  | 626                      | 69                      | —                       | 695                     |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成27年2月12日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,616百万円
- ・ 1株当たり配当金額 50円
- ・ 基準日 平成26年12月31日
- ・ 効力発生日 平成27年3月12日
- ・ 配当原資 利益剰余金

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年2月10日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 4,344百万円
- ・ 1株当たり配当金額 60円
- ・ 基準日 平成27年12月31日
- ・ 効力発生日 平成28年3月10日
- ・ 配当原資 利益剰余金

#### 4. 新株予約権の目的となる株式の数

|            |                   |
|------------|-------------------|
|            | 平成18年9月26日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 59,000株           |
| 新株予約権の残高   | 59個               |

#### 〔金融商品に関する注記〕

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については元本の安全性を重視し、流動性を確保した効率的な運用を通じて適正な収益性を実現することを基本方針としております。また、資金調達については、主として内部留保による方針であります。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に沿ってリスク低減を図っております。外貨建預金は、為替リスクに晒されておりますが、定期的に通貨別の換算額を把握し、継続的にモニタリングすることによって管理しております。投資有価証券は主として株式または安全性の高い債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。なお、デリバティブ取引については、一部の連結子会社で為替リスクを回避するために、為替リスク管理規程に従って利用しております。当該取引は本来の事業遂行から生じる為替リスクを対象とするものに限定し、投機目的の取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

|                  | 連結貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額 |
|------------------|------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金       | 148,950    | 148,950 | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 27,942     | 27,942  | —   |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 3,443      | 3,440   | △3  |
| 資産計              | 180,336    | 180,333 | △3  |
| (1) 支払手形及び買掛金    | 15,856     | 15,856  | —   |
| (2) 未払金          | 13,764     | 13,764  | —   |
| (3) 未払法人税等       | 4,075      | 4,075   | —   |
| 負債計              | 33,696     | 33,696  | —   |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額41百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 〔1株当たり情報に関する注記〕

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,400円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 234円47銭   |

## 〔企業結合に関する注記〕

(取得による企業結合)

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及び事業内容

名 称：浙江愛雪制冷電器有限公司

事業内容：中国における業務用冷蔵庫、製氷機等の開発・生産・販売

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループ製品の中国国内での販売シェア拡大、当社の支援による浙江愛雪制冷電器有限公司の製品開発力強化、生産性及び品質改善等のシナジー効果の創出。

#### (3) 企業結合日

平成27年6月11日

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした持分の取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更ありません。

#### (6) 取得した議決権比率

51% (内、間接所有51%)

本取得後においても、当社は既存出資者が保有する持分を追加取得し、今後5年間で67%の持分を保有する予定です。

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする持分取得であるため。

### 2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年7月1日から平成27年12月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及び内訳

取得の対価 1,398百万円

取得原価 1,398

### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### (1) 発生したのれんのご金額

588百万円

#### (2) 発生原因

取得原価が被取得企業の純資産の当社の持分相当額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

#### (3) 償却方法及び償却期間

当連結会計年度において一括償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 1,306百万円 |
| 固定資産 | 1,694    |
| 資産合計 | 3,001    |
| 流動負債 | 1,176    |
| 固定負債 | 236      |
| 負債合計 | 1,413    |

6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| 主要な種類別の内訳 | 金額     | 加重平均<br>償却期間 |
|-----------|--------|--------------|
| 顧客関連資産    | 386百万円 | 10年          |
| 無形固定資産合計  | 386    | 10           |

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

|             |          |
|-------------|----------|
| 売上高         | 1,341百万円 |
| 営業利益        | 186      |
| 経常利益        | 173      |
| 税金等調整前当期純利益 | 173      |
| 当期純利益       | 129      |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

# 貸借対照表

平成27年12月31日現在

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>120,972</b> | <b>流動負債</b>     | <b>52,750</b>  |
| 現金及び預金          | 93,316         | 支払手形            | 3,353          |
| 受取手形            | 1,567          | 買掛金             | 3,387          |
| 売掛金             | 10,985         | 関係会社短期借入金       | 31,994         |
| 有価証券            | 2,391          | 未払金             | 10,217         |
| 商品及び製品          | 3,357          | 未払費用            | 342            |
| 仕掛品             | 1,030          | 未払法人税等          | 1,756          |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,820          | 預り金             | 387            |
| 前払費用            | 170            | 前受収益            | 5              |
| 関係会社短期貸付金       | 1,924          | 賞与引当金           | 645            |
| 繰延税金資産          | 533            | 製品保証引当金         | 259            |
| 未収入金            | 1,810          | その他             | 401            |
| その他             | 2,063          |                 |                |
| <b>固定資産</b>     | <b>44,689</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>2,903</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,431</b>  | 関係会社長期借入金       | 211            |
| 建物              | 4,695          | 退職給付引当金         | 2,505          |
| 構築物             | 216            | 役員退職慰勞引当金       | 184            |
| 機械及び装置          | 2,645          | その他             | 2              |
| 車両運搬具           | 59             |                 |                |
| 工具、器具及び備品       | 669            | <b>負債合計</b>     | <b>55,654</b>  |
| 土地              | 6,030          |                 |                |
| 建設仮勘定           | 113            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>428</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>109,816</b> |
| ソフトウェア          | 419            | 資本金             | 7,993          |
| その他             | 8              | 資本剰余金           | 14,516         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>29,829</b>  | 資本準備金           | 5,824          |
| 投資有価証券          | 1,037          | その他資本剰余金        | 8,691          |
| 関係会社株式          | 21,238         | 利益剰余金           | 87,307         |
| 出資金             | 42             | 利益準備金           | 850            |
| 関係会社出資金         | 4,966          | その他利益剰余金        | 86,457         |
| 従業員に対する長期貸付金    | 18             | 別途積立金           | 72,584         |
| 関係会社長期貸付金       | 928            | 繰越利益剰余金         | 13,872         |
| 長期前払費用          | 41             | 自己株式            | △1             |
| 繰延税金資産          | 1,492          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>191</b>     |
| その他             | 68             | その他有価証券評価差額金    | 191            |
| 貸倒引当金           | △5             |                 |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>165,661</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>110,007</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>165,661</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで）

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金     | 額      |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 72,281 |
| 売 上 原 価               |       | 49,646 |
| 売 上 総 利 益             |       | 22,634 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 9,299  |
| 営 業 利 益               |       | 13,335 |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 343   |        |
| 受 取 配 当 金             | 752   |        |
| 受 取 手 数 料             | 244   |        |
| 受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー     | 509   |        |
| そ の 他                 | 250   | 2,100  |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 34    |        |
| 為 替 差 損               | 1,404 |        |
| そ の 他                 | 48    | 1,487  |
| 経 常 利 益               |       | 13,947 |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 56    | 56     |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 廃 棄 損         | 17    |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損   | 3,029 | 3,047  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 10,956 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,293 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 277   | 4,571  |
| 当 期 純 利 益             |       | 6,385  |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |             |        |             |                            |             |        |                                      |                            |
|-----------------------------|---------|-------------|--------|-------------|----------------------------|-------------|--------|--------------------------------------|----------------------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金   |        |             |                            | 利 益 剰 余 金   |        |                                      |                            |
|                             |         | 資<br>準<br>備 | 本<br>金 | そ<br>の<br>他 | 資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 利<br>準<br>備 | 益<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>計 |
| 当期首残高                       | 7,948   | 5,778       | 8,691  | 14,470      | 850                        | 69,584      | 14,104 | 84,538                               |                            |
| 当期変動額                       |         |             |        |             |                            |             |        |                                      |                            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         | 45      | 45          |        | 45          |                            |             |        |                                      |                            |
| 剰余金の配当                      |         |             |        |             |                            |             | △3,616 | △3,616                               |                            |
| 当期純利益                       |         |             |        |             |                            |             | 6,385  | 6,385                                |                            |
| 別途積立金の積立                    |         |             |        |             |                            | 3,000       | △3,000 | —                                    |                            |
| 自己株式の取得                     |         |             |        |             |                            |             |        |                                      |                            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |         |             |        |             |                            |             |        |                                      |                            |
| 当期変動額合計                     | 45      | 45          | —      | 45          | —                          | 3,000       | △231   | 2,768                                |                            |
| 当期末残高                       | 7,993   | 5,824       | 8,691  | 14,516      | 850                        | 72,584      | 13,872 | 87,307                               |                            |

|                             | 株 主 資 本 |           |                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等     |         | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------------|---------------------|---------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |         |           |
| 当期首残高                       | △1      | 106,956   | 167                   | 167                 | 107,123 |           |
| 当期変動額                       |         |           |                       |                     |         |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         |         | 91        |                       |                     | 91      |           |
| 剰余金の配当                      |         | △3,616    |                       |                     | △3,616  |           |
| 当期純利益                       |         | 6,385     |                       |                     | 6,385   |           |
| 別途積立金の積立                    |         | —         |                       |                     | —       |           |
| 自己株式の取得                     | △0      | △0        |                       |                     | △0      |           |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |         |           | 24                    | 24                  | 24      |           |
| 当期変動額合計                     | △0      | 2,859     | 24                    | 24                  | 2,883   |           |
| 当期末残高                       | △1      | 109,816   | 191                   | 191                 | 110,007 |           |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・出資金……………移動平均法による原価法を採用しております。

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料・貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 製品保証引当金……………製品のアフターサービス費用に備えるため、将来発生するサービス費用見積額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理方法……………税抜方式を採用しております。
- (6) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づく方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更

(損益計算書)

- (1) 前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。  
なお、前事業年度の「受取手数料」は235百万円であります。
- (2) 前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取ロイヤリティー」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。  
なお、前事業年度の「受取ロイヤリティー」は394百万円であります。
- (3) 前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「寄付金」(当事業年度は、46百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,986百万円
- (2) 期末日満期手形の会計処理  
期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済があったものとして処理しております。  
なお、当事業年度末の期末日満期手形は次のとおりであります。  
受取手形 60百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 11,855百万円 |
| 長期金銭債権 | 2百万円      |
| 短期金銭債務 | 1,387百万円  |
| 長期金銭債務 | 2百万円      |

### 5. 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 売上高        | 71,330百万円 |
| 仕入高        | 4,253百万円  |
| 販売費及び一般管理費 | 407百万円    |
| 営業取引以外の取引高 | 1,685百万円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>の株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>の株式数<br>(株) |
|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 普通株式  | 626                    | 69                    | —                     | 695                   |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金     | 210百万円    |
| 退職給付引当金   | 1,142百万円  |
| 役員退職慰労引当金 | 58百万円     |
| 製品保証引当金   | 84百万円     |
| 有形固定資産    | 281百万円    |
| 無形固定資産    | 192百万円    |
| 未払金及び未払費用 | 235百万円    |
| 関係会社株式    | 95百万円     |
| 関係会社出資金   | 2,052百万円  |
| その他       | 57百万円     |
| 繰延税金資産小計  | 4,410百万円  |
| 評価性引当額    | △2,286百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 2,123百万円  |

### (2) 繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | △84百万円   |
| その他          | △12百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △96百万円   |
| 繰延税金資産の純額    | 2,026百万円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社の名称       | 所在地     | 資本金        | 事業の内容               | 議決権等の所有割合(間接)(%) | 関連当事者との関係     | 取引の内容   | 取引金額(百万円) | 科目        | 期末残高(百万円) |
|-----|-------------|---------|------------|---------------------|------------------|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | ホンザキ東京株式会社  | 東京都港区   | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0            | 当社製品の販売先役員の兼任 | 当社製品の販売 | 7,326     | 売掛金       | 1,084     |
|     |             |         |            |                     |                  |               | 資金の借入   | 4,584     | 関係会社短期借入金 | 5,075     |
| 子会社 | ホンザキ京阪株式会社  | 大阪市中央区  | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0            | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 3,619     | 関係会社短期借入金 | 3,755     |
| 子会社 | ホンザキ北関東株式会社 | さいたま市北区 | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0<br>(40.0)  | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 3,045     | 関係会社短期借入金 | 2,753     |
| 子会社 | ホンザキ東海株式会社  | 名古屋市中村区 | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0            | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 2,863     | 関係会社短期借入金 | 2,788     |
| 子会社 | ホンザキ関東株式会社  | 東京都文京区  | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0            | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 2,794     | 関係会社短期借入金 | 2,876     |
| 子会社 | ホンザキ湘南株式会社  | 横浜市中区   | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0<br>(30.0)  | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 2,544     | 関係会社短期借入金 | 2,911     |
| 子会社 | ホンザキ東北株式会社  | 仙台市青葉区  | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0            | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 1,955     | 関係会社短期借入金 | 2,082     |
| 子会社 | ホンザキ北九株式会社  | 福岡市博多区  | 百万円<br>100 | フードサービス機器の販売、保守サービス | 100.0            | 当社製品の販売先役員の兼任 | 資金の借入   | 1,483     | 関係会社短期借入金 | 1,700     |

(注) 資金の借入に関しては、キャッシュ・マネージメント・システム(CMS)によるものであります。借入金の利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には借入金の期中平均残高を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,519円13銭
- (2) 1株当たり当期純利益 88円21銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

ホシザキ電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松井夏樹 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 河嶋聡史 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂部彰彦 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホシザキ電機株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホシザキ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

ホシザキ電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松井夏樹 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 河嶋聡史 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂部彰彦 | Ⓢ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホシザキ電機株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から同年12月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するためにも必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

|                |      |
|----------------|------|
| ホシザキ電機株式会社     | 監査役会 |
| 常勤監査役 北垣 戸 弘 充 | Ⓢ    |
| 社外監査役 小野 田 誓   | Ⓢ    |
| 社外監査役 南 館 欣 也  | Ⓢ    |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 商号の変更

商号を「ホシザキ電機株式会社」から、「ホシザキ株式会社」と定めるため、現行定款第1条を変更するものであります。

なお、商号変更の効力発生日については、平成28年7月1日といたします。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。

当社は、取締役会の監査機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく所要の変更を行い、この機に取締役の員数の変更（変更案第17条）を行うものであります。

##### (3) その他

その他、上記の各変更等に伴う条数等、所要の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、第1条（商号）の変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                             | 第 1 章 総 則                                                                    |
| 第1条（商号）<br>当社は、 <u>ホシザキ電機株式会社</u> と称し、英文では <u>HOSHIZAKI ELECTRIC CO., LTD.</u> と表示する。 | 第1条（商号）<br>当社は、 <u>ホシザキ株式会社</u> と称し、英文では <u>HOSHIZAKI CORPORATION</u> と表示する。 |
| 第2条～第3条（条文省略）                                                                         | 第2条～第3条（現行どおり）                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4条（機 関）<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p>         | <p>第4条（機 関）<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査等委員会<br/>(削除)<br/>(3) 会計監査人</p>                                                                                                                                                                               |
| <p>第5条（条文省略）</p>                                                                                          | <p>第5条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第 2 章 株 式</p>                                                                                          | <p>第 2 章 株 式</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>第6条～第10条（条文省略）</p>                                                                                     | <p>第6条～第10条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>第 3 章 株 主 総 会</p>                                                                                      | <p>第 3 章 株 主 総 会</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第11条～第16条（条文省略）</p>                                                                                    | <p>第11条～第16条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p>                                                                            | <p>第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第17条（員 数）<br/>当社の取締役は、<u>16名以内とする。</u><br/><br/>(新 設)</p>                                              | <p>第17条（員 数）<br/>当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>15名以内とする。</u><br/><u>2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                      |
| <p>第18条（選 任）<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br/><br/>2.（条文省略）<br/>3.（条文省略）</p>                                 | <p>第18条（選 任）<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。</u><br/><br/>2.（現行どおり）<br/>3.（現行どおり）</p>                                                                                                                                                           |
| <p>第19条（任 期）<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><br/>(新 設)<br/><br/>(新 設)</p> | <p>第19条（任 期）<br/>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                                                                         | <p><u>第20条（補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力）</u><br/> <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                |
| (新 設)                                                                                                                                                         | <p><u>第21条（重要な業務執行の決定の委任）</u><br/> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                   |
| <p>第20条（代表取締役）<br/> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                                                                                                             | <p>第22条（代表取締役）<br/> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p>                                                                  |
| <p>第21条～第22条（条文省略）</p>                                                                                                                                        | <p>第23条～第24条（現行どおり）</p>                                                                                                                            |
| <p>第23条（取締役会の招集通知）<br/> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> | <p>第25条（取締役会の招集通知）<br/> 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条～第25条（条文省略）</p>                                                                                                                                        | <p>第26条～第27条（現行どおり）</p>                                                                                                                            |
| <p>第26条（報酬等）<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                    | <p>第28条（報酬等）<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>第27条（条文省略）</p>                                                                                                                                             | <p>第29条（現行どおり）</p>                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>                                                                                                                                      | <p>第 5 章 監査等委員会</p>                                                     |
| <p>第28条 (員 数)<br/> <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                                              | <p>(削 除)</p>                                                            |
| <p>第29条 (選 任)<br/> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                         | <p>(削 除)</p>                                                            |
| <p>第30条 (任 期)<br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                            |
| <p>第31条 (補欠監査役の選任に係る決議の効力)<br/> <u>補欠の監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                | <p>(削 除)</p>                                                            |
| <p>第32条 (常勤の監査役)<br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                 | <p>第30条 (常勤の監査等委員)<br/> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第33条（<u>監査役会の招集通知</u>）<br/> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第34条（<u>監査役会規程</u>）<br/> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議によって定める「監査役会規程」による。</u></p> <p>第35条（<u>報酬等</u>）<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第36条（<u>責任軽減</u>）<br/> <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意で、且つ、重大な過失がないときは、100万円又は法令で定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を、締結することができる。</u></p> | <p>第31条（<u>監査等委員会の招集通知</u>）<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第32条（<u>監査等委員会規程</u>）<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の決議によって定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第37条～第40条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第33条～第36条 （現行どおり）</p> <p>附則<br/> <u>第1条（商号）の変更は、平成28年7月1日をもって効力が生じるものとする。</u><br/> <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>                                                                                                                                                                                                            |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生（商号の変更を除く。）を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さかもとせいし<br>坂本精志<br>(昭和12年2月7日生)  | 昭和34年3月 当社入社<br>昭和35年2月 当社取締役<br>平成12年7月 当社取締役退任<br>平成14年2月 当社取締役相談役<br>平成17年1月 当社代表取締役相談役<br>平成17年2月 当社代表取締役社長<br>平成23年3月 当社代表取締役会長<br>平成26年6月 当社代表取締役会長兼社長(現任) | 一株         |
| 2     | ほんごうまさみ<br>本郷正己<br>(昭和28年1月10日生) | 平成18年5月 当社入社<br>平成18年8月 当社管理本部本部長<br>平成18年9月 当社取締役<br>平成19年3月 当社常務取締役(現任)<br>平成23年5月 当社管理部門、価値向上研究所担当(現任)                                                        | 45,900株    |
| 3     | かわいひでき<br>川井秀樹<br>(昭和29年4月14日生)  | 平成21年4月 当社入社<br>平成21年11月 当社中央研究所所長<br>平成22年3月 当社取締役<br>平成25年3月 当社常務取締役(現任)<br>平成25年3月 当社製造部門、開発・技術部門統括担当(現任)                                                     | 2,100株     |

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | おがわ けいしろう<br>小川 恵士郎<br>(昭和28年5月26日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成14年11月 坂本商事(株)取締役<br>平成17年12月 当社取締役(現任)<br>平成21年3月 当社グループ管理部担当<br>平成27年3月 当社人事部、総務部担当(現任)                                                 | 110,400株   |
| 5     | まる やま さとる<br>丸山 暁<br>(昭和35年11月29日生)  | 昭和60年7月 中部星崎(株)(現ホンザキ東海(株))入社<br>平成19年9月 当社営業本部部长<br>平成20年3月 当社取締役(現任)<br>平成26年3月 当社本社営業部、大阪支店担当<br>平成27年3月 当社営業本部(チェーン店担当)、<br>本社営業部、大阪支店担当兼営業本<br>部部长(現任) | 5,400株     |
| 6     | こばやし やす ひろ<br>小林 靖 浩<br>(昭和41年8月2日生) | 平成20年9月 当社入社<br>平成20年10月 当社経営企画室室長<br>平成24年3月 当社取締役(現任)<br>平成27年1月 当社経理部、人事部、総務部担当兼<br>経理部部长<br>平成27年3月 当社グループ管理部担当(現任)<br>平成28年1月 当社I R・経営企画担当(現任)         | 2,300株     |
| 7     | おぐら だいぞう<br>小倉 大 造<br>(昭和33年9月14日生)  | 昭和57年4月 当社入社<br>平成17年12月 当社生産管理部部長<br>平成25年3月 当社取締役(現任)<br>平成25年3月 当社製造管理統括部担当兼製造管理<br>統括部統括部長<br>平成28年1月 当社経理部担当兼経理部部长(現任)                                 | 7,500株     |
| 8     | おぎき つかさ<br>尾崎 つかさ<br>(昭和30年4月28日生)   | 平成22年7月 当社入社<br>平成26年3月 当社取締役(現任)<br>平成26年3月 当社首都圏担当兼営業本部首都圏部<br>長<br>平成27年3月 当社営業本部(首都圏担当)兼営業<br>本部首都圏部長(現任)                                               | 100株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                   | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9         | つね まつ こう いち<br>恒 松 孝 一<br>(昭和37年4月29日生) | 平成23年4月 当社入社<br>平成23年9月 当社海外戦略推進部部长<br>平成27年3月 当社取締役(現任)<br>平成27年3月 海外事業部門、グローバル戦略担当<br>兼海外戦略推進部部长(現任)           | 3,000株         |
| 10        | おち あい しん いち<br>落 合 伸 一<br>(昭和35年4月18日生) | 昭和54年3月 当社入社<br>平成20年10月 当社横田製造部部长<br>平成25年1月 当社島根工場工場長<br>平成27年3月 当社取締役(現任)<br>平成27年3月 当社島根工場担当兼島根工場工場長<br>(現任) | 7,500株         |
| ※<br>11   | ふる かわ よし お<br>古 川 義 朗<br>(昭和34年10月12日生) | 昭和57年4月 当社入社<br>平成17年12月 当社機械部部长<br>平成23年1月 当社島根工場工場長<br>平成25年1月 当社中央研究所所長(現任)                                   | 3,000株         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 現在当社の取締役である各候補者の重要な兼職の状況は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の状況」(9～10頁)に記載のとおりであります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生（商号の変更を除く。）を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | きたがいと ひろ みつ<br>北垣 弘 充<br>(昭和27年11月22日生) | 昭和46年9月 中部星崎㈱ (現ホシザキ東海㈱) 入社<br>昭和57年2月 当社入社<br>平成17年12月 当社経理部部长<br>平成20年3月 当社取締役<br>平成24年3月 当社常勤監査役 (現任)                           | 14,000株    |
| ※2    | おのだ ちかい<br>小野田 誓<br>(昭和31年9月28日生)       | 昭和54年10月 監査法人丸の内会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>昭和61年12月 監査法人丸の内会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 退所<br>昭和62年1月 公認会計士事務所開設<br>平成16年2月 当社社外監査役 (現任) | 8,200株     |
| ※3    | もと まつ しげる<br>元 松 茂<br>(昭和32年6月6日生)      | 平成7年4月 名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士会) 入会<br>平成20年4月 あかね法律事務所開設                                                                                 | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 現在当社の監査役である各候補者の重要な兼職の状況は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」(9～10頁)に記載のとおりであります
4. 小野田誓氏、元松茂氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小野田誓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
6. 元松茂氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
7. 小野田誓氏及び元松茂氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令が定める限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないとき

に限られます。当社は小野田誓氏と同様の責任限定契約を締結しております。

8. 小野田誓氏及び元松茂氏の選任が承認された場合、東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役の候補者のうち、鈴木剛氏は監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の補欠として、鈴木太刀雄氏は監査等委員である社外取締役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生（商号の変更を除く。）を条件として、効力を生じるものといたします。

本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)          | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------|------------|
| 1     | 鈴木剛<br>(昭和32年6月18日生)   | 平成23年6月 当社入社<br>平成25年4月 当社内部監査室室長(現任) | 一株         |
| 2     | 鈴木太刀雄<br>(昭和12年7月18日生) | 昭和49年11月 ㈱大洋電機製作所設立<br>代表取締役社長(現任)    | 3,000株     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木太刀雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 鈴木太刀雄氏は、経営者としての長年の経験と、会社経営全般に対し相当の知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。  
4. 鈴木太刀雄氏が取締役に就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は法令が定める限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額については、平成18年2月23日開催の第59期定時株主総会の決議による年額3億80百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を定めることといたします。その報酬額は、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたしたく存じます。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生（商号の変更を除く。）を条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内といたしたく存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生（商号の変更を除く。）を条件として、効力を生じるものといたします。

**第7号議案** 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役に退任されます浦田康博氏に對し、在任中の勞に報いるため、当社における一定の基準にしたがい相当額の範囲内で退職慰勞金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役に会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                      |
|------|-----------------------------------------|
| 浦田康博 | 平成17年12月 当社常務取締役<br>平成19年3月 当社専務取締役（現任） |

以上